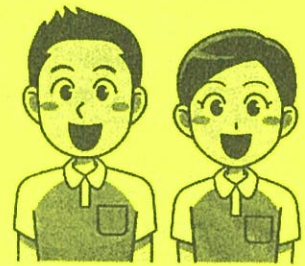


【推薦入学者用】

介護福祉士養成施設が実施する学校推薦選考を受験される方へ

福島県介護福祉士 修学資金等貸付制度



この制度は、福祉・介護の現場で働く人材の確保・育成を目的としている修学資金の貸付事業のうち、入学前に経費の一部を貸し付ける制度です。

貸付対象者（裏面に詳細を記載しています）

- ①県内に住民登録している方で、介護福祉士養成施設に進学し、卒業後、県内において介護福祉士としての業務に従事しようとする方。
- ②貸付申請時に生活保護受給世帯又は市町村民税非課税世帯に属する方。
- ③在学する高等学校長の推薦を受け、県内外の養成施設が実施する推薦選考を受験し、合格した方。

貸付内容（裏面もご参考ください）

- ①学費について、修学期間にあわせて**月額5万円以内**
- ②さらに必要に応じて、入学準備金 **20万円以内**
就職準備金 **20万円以内**
- ③修学期間中及び福祉施設等に就労中の貸付利息は、
全額無利子

【実施期間・問い合わせ先】

社会福祉法人福島県社会福祉協議会 福祉サービス支援課

〒960-8141 福島市渡利字七社宮 111 ☎024-523-1256

＜介護福祉士修学資金等貸付事業詳細＞

1. 目的

この制度は、介護福祉士指定養成施設等又は社会福祉士指定養成施設等を卒業し、介護福祉士又は社会福祉士の資格を取得し、福島県内において、介護福祉士及び社会福祉士としての業務に従事しようとする方に対し、その養成と確保に資することを目的としています。

2. 貸付対象者

介護福祉士、社会福祉士養成施設を卒業後、福島県内において介護福祉士、または社会福祉士の国家試験を受験し資格取得した後、介護・相談援助業務等に従事しようとする方。

3. 申請方法

募集期間内に在学する養成施設等を通じて、本会へお申込みください。

4. 貸付額(上限額)

- ①修学金 月額 5万円以内 ②入学準備金 20万円以内
- ③就職準備金 20万円以内
- ④国家試験受験対策費用(介護福祉士のみ) 4万円以内
- ⑤生活費(生活保護受給世帯や非課税世帯等)

5. 貸付期間

養成施設に在学する正規の修学期間

6. 貸付利子

修学期間中又は福祉施設等で介護福祉士又は社会福祉士として就労期間中は全額無利子。ただし、返還が開始され、定められた日までに返還されない場合は、返還すべき額につき年5パーセントの延滞利子を返還金と合わせて納入していただきます。

7. 貸付金の返還

- (1) 停学や退学、卒業後、福島県内の福祉施設等に就職できない場合及び資格取得ができなかった場合は、定められた期日までに「一括返還」となります。
- (2) 要件に合致した場合のみ最長5年以内(貸付額により決定)の月賦により返還いただきます。ただし、以下の要件を満たす方については免除となります。
◎福島県内において介護福祉士、又は社会福祉士として定められた介護・相談援助等の業務に5年間以上従事した場合

【問い合わせ先】 福島県社会福祉協議会 福祉サービス支援課 TEL 024-523-1256

H P <http://www.fukushimakenshakyo.or.jp/>